

長岡市 I C T 利活用調査等業務委託仕様書

1 目的

当市では、新型コロナウイルスの感染症の防止対策や令和3年3月に「持続可能な行政運営プラン」を策定したことを受け、非接触、非対面による行政手続の拡充や、それに伴う各種業務の見直し等に取り組んでいる。今後、市民サービスの維持・向上を図りながら業務効率を高めるためには、当市に最適な ICT 環境の整備、業務のデジタル化の推進が必要である。

本業務は、専門的知見を有し、最先端のデジタル技術に精通した事業者からのコンサルティングを活用し、当市のデジタル化を効果的・効率的に推進するため、参考とするものである。

2 業務内容

(1) 現状調査・分析

以下の項目について、ICT の利活用による業務改革、システムの最適化等の提案に必要な調査及び分析により現状を把握し、課題を整理すること。

なお、課題の整理にあたっては、国の自治体 DX 推進計画など、今後の行政のデジタル化の方向性を十分に考慮すること。

- ・感染症等の感染防止対策
- ・各種業務フロー
- ・組織・業務実施体制
- ・各種業務システム
- ・ICT 基盤環境
- ・各課のデータ保有状況、オープンデータ等の利活用 ほか

(2) ICT 利活用による業務改革の提案

(1)の調査・分析により顕在化した課題の解決策を以下の項目により具体的に提案すること。

提案にあたっては、提案内容を実施した場合の効果を見積もり、数値等を用いて具体的に示すこと。また、導入スケジュール、コスト、類似ソリューション等との比較、他自治体の導入事例等と合わせて示すこと。

提案は令和7年度末までを対象とする。

- ・ICT 利活用による感染症対策に有効な業務体制と各種業務フロー
- ・ICT 利活用による各種業務の電子処理フロー
- ・ICT 利活用の効果が最大化される組織・業務実施体制
- ・各種業務のデジタル化に最適な各種システム
- ・各種業務のデジタル化に最適な ICT 基盤環境
- ・政策立案、各種業務の効率化に有効なデータの利活用
- ・上記の提案の実現に向けたロードマップ

(3) その他

以下を含むデジタル行政推進課から指示する業務を行うこと。

- ・国や他自治体等の ICT 利活用やデジタル化推進の取組情報等の提供
- ・ICT 利活用やデジタル化推進に係る検討資料等の作成
- ・デジタル行政推進課及び他課からの ICT 利活用やデジタル化推進に向けた相談、助言、提案

3 業務計画の作成

受託者は、本業務が適切に実行され、目的の成果を得るため、作業方法、業務従事者、工程等について適切な業務計画を提出すること。

4 打合せ

受託者は、本業務の実施にあたり、デジタル行政推進課と定期的に打合せを行い、業務の方向性の確認、円滑な進捗に努めるものとする。打合せの内容については、受託者が記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

なお、打合せについては、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、テレビ会議での実施も可とする。

5 成果品の提出

(1) 中間報告

ア 中間報告における成果品は以下のとおりとする。

必要性や効果、導入スケジュール等を踏まえ、令和4年度予算要求に必要な資料

イ 成果品の提出

受託者は、令和3年10月29日(金)までに、成果品及び電子データ(CD-R 1部)を発注者に提出すること。

(2) 成果報告

ア 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書(カラーA4版:簡易製本)1部
- ・各調査ごとの報告書など発注者が求める資料

イ 成果品の提出

受託者は、令和4年3月31日(木)までに、成果品及び電子データ(CD-R 1部)を発注者に提出すること。

6 その他

- ・現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、打合せやヒアリングについては、テレビ会議での実施を可とする。また、現場確認が必要な場合は、必要な感染症対策等を講じたうえで行うものとする。なお、当市の感染防止対策の方針等により緊急事態宣言発

令地域等からの訪問を断る場合がある。その場合でも業務に支障が出ないよう対策を講じること。

- 本業務で得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。